

令和元年第4回臨時会

# むかわ町議会会議録

令和元年 5月13日 開会

令和元年 5月13日 閉会

むかわ町議会

## 令和元年第4回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3

### 第 1 号 (5月13日)

議事日程	5
本日の会議に付した事件	6
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
事務局職員出席者	7
開会及び開議	8
議事日程の報告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
町長提出事件の概要説明	8
報告第6号の上程、説明、質疑	10
承認第3号から承認第5号の一括上程、説明、質疑、採決	11
承認第6号の上程、説明、質疑、採決	26
承認第7号の上程、説明、質疑、採決	28
承認第8号の上程、説明、質疑、採決	30
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
閉議及び閉会	39
署名議員	41

むかわ町告示第25号

令和元年第4回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年5月9日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和元年5月13日（月）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

報 告

報告第 6号 専決処分報告に関する件  
(損害賠償の額の決定に関する件)

承 認

承認第 3号 専決処分につき承認を求める件  
(平成30年度むかわ町一般会計補正予算(第16号))

承認第 4号 専決処分につき承認を求める件  
(平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第7号))

承認第 5号 専決処分につき承認を求める件  
(平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算(第7号))

承認第 6号 専決処分につき承認を求める件  
(むかわ町税条例等の一部を改正する条例)

承認第 7号 専決処分につき承認を求める件  
(むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

承認第 8号 専決処分につき承認を求める件  
(むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例)

## 議 案

- 議案第 35号 工事請負契約の締結に関する件
- 議案第 36号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件
- 議案第 37号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する件
- 議案第 38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する件
- 議案第 39号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞良喜久	議員	
3番	山崎	満敬	議員	4番	佐藤	守	議員
5番	大松	紀美子	議員	6番	三上	純一	議員
7番	野田	省一	議員	8番	三倉	英規	議員
9番	星	正臣	議員	10番	津川	篤	議員
11番	北村	修	議員	12番	中島	勲	議員
13番	小坂	利政	議員				

不応招議員（なし）

## 令和元年第4回むかわ町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和元年5月13日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出事件の概要説明

#### 町長提出事件

- 第 5 報告第 6号 専決処分報告に関する件  
(損害賠償の額の決定に関する件)
- 第 6 承認第 3号 専決処分につき承認を求める件  
(平成30年度むかわ町一般会計補正予算(第16号))
- 第 7 承認第 4号 専決処分につき承認を求める件  
(平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第7号))
- 第 8 承認第 5号 専決処分につき承認を求める件  
(平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算(第7号))
- 第 9 承認第 6号 専決処分につき承認を求める件  
(むかわ町税条例等の一部を改正する条例)
- 第10 承認第 7号 専決処分につき承認を求める件  
(むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第11 承認第 8号 専決処分につき承認を求める件  
(むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 第12 議案第35号 工事請負契約の締結に関する件
- 第13 議案第36号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件
- 第14 議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する件
- 第15 議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する件
- 第16 議案第39号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（13名）

1番	東 千吉	議員	2番	舞 良喜	久 議員
3番	山 崎 満	敬 議員	4番	佐 藤	守 議員
5番	大 松 紀美子	議員	6番	三 上 純一	議員
7番	野 田 省一	議員	8番	三 倉 英規	議員
9番	星 正臣	議員	10番	津 川 篤	議員
11番	北 村 修	議員	12番	中 島 勲	議員
13番	小 坂 利政	議員			

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜之	副 町 長	渋谷 昌彦
支 所 長	齊 藤 春樹	会 計 管 理 者	藤 井 清和
総務企画課長	成 田 忠則	総務企画課参事	大 塚 治樹
総務企画課参事	上 坂 勇人	総務企画課主幹	梅 津 晶
総務企画課主幹	柴 田 巨樹	総務企画課主幹	西 幸宏
町民生活課参事	飯 田 洋明	町民生活課主幹	菊 池 恵美
健康福祉課長	高 橋 道雄	健康福祉課主幹	今 井 喜代子
健康福祉課主幹	藤 田 浩樹	産業振興課長	酒 卷 宏臣
産業振興課参事	太 田 剛雄	産業振興課主幹	東 和博
産業振興課主幹	松 本 洋	建設水道課長	山 本 徹

建設水道課 主 幹	江 後 秀 也	建設水道課 主 幹	相 澤 秀 彰
建設水道課 主 幹	佐 藤 琢	地域振興課長	石 川 英 毅
地域振興課 参 事	田 所 隆	地域振興課 主 幹	長谷山 一 樹
地域振興課 主 幹	菅 原 光 博	恐竜ワールド 戦略室長	加 藤 英 樹
恐竜ワールド 戦略室主 幹	櫻 井 和 彦	地域経済課長	吉 田 直 司
地域経済課 主 幹	高 木 龍一郎	地域経済課 主 幹	西 村 和 将
国民健康保険 穂別診療所 事務 長	藤 江 伸	教 育 長	長谷川 孝 雄
生涯学習課長	八 木 敏 彦	教育振興室長	田 口 博
生涯学習課 主 幹	上 田 光 男	生涯学習課 主 幹	佐々木 義 弘
選挙管理委員 会事務局 長	成 田 忠 則	農業委員 会事務局 長	鎌 田 晃
農業委員 会支 局 長	高 木 龍一郎	監 査 委 員	数 矢 伸 二

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	今 井 巧	主 査	長谷山 美 香
---------	-------	-----	---------

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年  
第4回むかわ町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

### ◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、中島 勲議員、1番、東 千  
吉議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第94  
号のとおりですので、御了承願います。

---

### ◎町長提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長提出事件の概要説明を行います。

町長から提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日ここに令和元年第4回むかわ町議会臨時会を開催するにあたりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会で御審議いただく事件につきましては、報告1件、承認6件、議案5件でございます。

報告第6号 専決処分報告に関する件につきましては、平成31年1月29日に公用車の運転中に発生した物損事故につきまして、地方自治法第96条第1項第13号の規定により損害賠償の額を決定し、同法第180条第1項の規定に基づき平成31年4月15日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

承認第3号 専決処分につき承認を求める件（平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第16号））、承認第4号 専決処分につき承認を求める件（平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第7号））、承認第5号 専決処分につき承認を求める件（平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第7号））につきましては、いずれも平成31年3月31日に専決処分しましたので、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

承認第6号 専決処分につき承認を求める件につきましては、地方税法の改正に伴い、むかわ町税条例等の一部を改正する条例を平成31年4月1日に専決処分しましたので、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

承認第7号 専決処分につき承認を求める件につきましては、地方税法等の改正に伴い、むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成31年4月1日に専決処分しましたので、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

承認第8号 専決処分につき承認を求める件につきましては、介護保険法の改正に伴い、むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例を平成31年4月1日に専決処分しましたので、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

議案第35号 工事請負契約の締結に関する件につきましては、穂別小学校屋体災害復旧工事の工事請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第36号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件につきましては、組合規約の一部変更について協議があったことから、議会の議決を得るものでございます。

議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する件につきましては、組合規約の一部変更について協議があったことから、議会の議決を得るものでございます。

議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する件につきましては、組合規約の一部変更について協議があったことから、議会の議決を得るものでございます。

議案第39号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） これで町長提出事件の主要説明は終わりました。

---

#### ◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第5、報告第6号 専決処分報告に関する件（損害賠償の額の決定に関する件）を議題とします。

本件について報告を求めます。

大塚総務企画課参事。

[大塚治樹総務企画課参事 登壇]

○総務企画課参事（大塚治樹君） 報告第6号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本件は、損害賠償の額の決定に関する件でございまして、平成31年1月29日に町内宮戸73番地内におきまして、公用車で走行中、駐車場の車どめに損害を与えたものでございます。

過失割合は10対ゼロで示談が成立しておりまして、損害賠償額は21万6,000円です。町が加入しております一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により全額支払われております。

損害賠償の相手方は、町内宮戸73番地、有限会社九十辻商店代表取締役辻 太郎様でございます。

本件につきまして、平成31年4月15日をもって専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上で、報告第6号の説明を終了させていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第6号 専決処分報告に関する件は報告済みとします。

---

### ◎承認第3号から承認第5号の一括上程、説明、質疑、採決

○議長（小坂利政君） 日程第6、承認第3号 専決処分につき承認を求める件（平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第16号））から日程第8、承認第5号 専決処分につき承認を求める件（平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第7号））までの3件を一括議題とします。

承認第3号から承認第5号までの3件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 承認第3号から承認第5号の専決処分報告につき承認を求める件につきまして、一括して御説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

承認第3号につきましては、平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第16号）でございます。歳入では譲与税並びに地方交付税等がそれぞれ確定したことや、災害復旧事業における事業費補助率の確定に伴い、繰り越し分も含め各歳入額が確定したこと、歳出では事業費の確定、財源の振りかえ等に係る所要の補正を平成31年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案書の4ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,306万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億2,536万5,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第16号）

に関する説明書により御説明を申し上げます。

10ページの歳出より御説明を申し上げます。

2款総務費、1項1目一般管理費、事業番号83番ふるさと納税運営事務におきましては、事業費の確定に伴いまして報償費、使用料で680万円を減額しております。

3目職員厚生費、120番職員管理・福利厚生事務から140番職員住宅等維持管理事務までは、事業の確定により1,511万4,000円を減額するものでございます。

11ページをお開きいただきます。

5目財政管理費、181番胆振東部地震対策基金積立金の1,120万6,000円の増額につきましては、ふるさと納税災害分及び一般寄附災害見舞金を積立金として追加するものでございます。

200番基本基金積立金88万4,000円の追加につきましては、基金山林支障木補償分を原資として積み立てるものでございます。

6目財産管理費、225の2番地域情報施設管理運営事務（総合支所）の160万6,000円の減につきましては、予定しておりました特定地域サービス機器の更新を平成31年度で行うこととしましたことから減額するものでございます。

226番情報通信施設営繕基金積立金の4万1,000円につきましては、基本使用料の収入確定に伴い原資積立金を増額するものでございます。

9目企画費、274番恐竜プロジェクト事業につきましては、財源としております地域づくり交付金及び地方創生推進交付金が確定となったことにより財源を振りかえるものでございます。

300番地域振興基金積立金257万1,000円の追加につきましては、猟友会むかわ支部からの寄附金及びふるさと納税の移行に伴い積立金を増額するものでございます。

306番恐竜の卵基金積立金204万8,000円の追加につきましては、一般寄附及びふるさと納税の移行に伴い積立金を増額するものでございます。

12ページ、12目交通輸送対策費、360番町営バス等運行事業につきましては、町営バス及び穂別千歳線運行実績が確定したことに伴い450万円を減額するものでございます。

13目自治活動推進費、400番町民会館等管理運営事務につきましては、仁和会館外壁塗装、風除室改修工事に係る入札減から104万1,000円を減額するものでございます。

14目、410番四季の館管理運営事務につきましては、災害による施設閉館補償分の減及び施設内分煙室設置工事に係る入札減により271万7,000円を減額するものでございます。

13ページにかけましての4項2目、500番知事・道議会議員選挙事務につきましては、選挙委託金確定に伴い財源を振りかえるものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、590番社会福祉一般事務につきましては、地域づくり総合交付金である高齢者等の冬の生活支援給付金確定に伴い、財源の振りかえを行うものでございます。

600の01番、国民健康保険特別会計繰出金（事業勘定）の33万7,000円につきましては、震災に係る保険税減免分の繰り入れを減額するものでございます。

3目災害救助費、975番被災者支援事業につきましては、被災者住宅入居者に係る生活家電貸与事業に係る補助金決定に伴い、財源の調整を行うものでございます。

4款衛生費、2項2目清掃費、1120番ごみ・し尿処理対策事務の1,105万5,000円の減額につきましては、平成30年度事業費の確定及び災害等廃棄物処理事業に伴う国庫補助金の申請交付が翌年度となったことから、財源の振りかえを行うものでございます。

14ページ、6款商工費、1項1目商工業振興費の1480番商工業振興対策事業につきましては、DMO構築連携事業に係る創生交付金及び仮設店舗整備に係る助成金の減額確定に伴い、財源を振りかえるものでございます。

7款土木費、2項1目道路維持費、1630番除雪対策事業の817万3,000円の減額につきましては、除雪出動回数の減少に伴うものでございます。

2目道路新設改良費、1640番町道整備事業は、町道田浦2号、町道田浦二宮6線整備事業に係る町債借入金確定に伴う財源の振りかえでございます。

3目建設機械維持費、1650番建設機械等維持管理事務の340万円の減額につきましては、除雪回数の減に伴いまして、需用費、役務費を減額するものでございます。

続きまして、15ページになります。

3項1目河川管理費、1660番河川維持管理事務の124万5,000円の減額につきましては、災害復旧事業による維持補修実績の減、樋門、樋管管理委託の減に伴う減額となっております。

8款消防費、1項2目災害対策費、1780番防災対策事業につきましては、災害備蓄品購入額の確定に伴い、財源である地域づくり総合交付金が確定しましたことから財源を振りかえるものでございます。

16ページにかけましての9款教育費、1項2目事務局費、1870番教育施設整備基金積立金の149万2,000円の追加につきましては、ふるさと納税の移行に伴いまして積立金を増額する

ものでございます。

3目財産管理費、1880番教職員住宅等維持管理事務につきましては、教職員住宅貸付料減額に伴いまして財源を振りかえるものでございます。

4目教育振興費、1857番鈴木章記念事業推進基金積立金の149万2,000円の追加につきましては、ふるさと納税の移行に伴いまして積立金を増額するものでございます。

2項1目学校管理費、1950番小学校運営事務の110万円の減額につきましては、事業費の確定に伴いまして消耗品費を減額するものでございます。

4項1目社会教育総務費、2160番生涯学習推進基金積立金の346万9,000円の追加につきましては、一般寄附及びふるさと納税の移行に伴いまして積立金を増額するものでございます。  
17ページになります。

6目博物館費、2270番博物館管理運営事務につきましては、恐竜化石を生かしたまちづくり推進事業に係る交付金確定による財源の振りかえでございます。

10款公債費、1項2目、2500番町債利子償還金94万2,000円の減額につきましては、利子償還額の確定に伴うものでございます。

12款1項1目、2520番給与費4,433万円の減額につきましては、給料、手当等が確定となりましたことから不用額を減額するものでございます。

18ページ、13款1項1目、2540番農業施設災害復旧事業につきましては、災害復旧事業に係る事業補助、設計委託補助の確定及び町債の再算出に伴いまして、財源の振りかえを行うものでございます。2550番林業施設災害復旧事業につきましても、同様の理由によるものでございます。

2項1目、2560番道路橋りょう災害復旧事業6,500万円の減額につきましては、平成30年度及び繰越事業見込み額確定による減、また、災害復旧事業に係る負担金の確定及び町債の再算出に伴いまして、財源を振りかえるものでございます。

19ページ、2目、2570番河川災害復旧事業につきましては、災害復旧事業に係る負担金の確定及び町債の再算出による財源を振りかえるものでございます。

3目、2580番公園等施設災害復旧事業130万円の減額につきましては、平成30年度繰越事業見込み額確定による減、また、災害復旧事業に係る負担金の確定及び町債の再算出に伴いまして、財源を振りかえるものでございます。

4目、2600番公営住宅災害復旧事業につきましては、災害復旧事業に係る負担金の確定及び町債の再算出による財源を振りかえるものでございます。

4 項 1 目、2620 番学校教育施設災害復旧事業220万円の減額につきましては、平成30年度及び繰越事業見込み額の確定による減、学校教育施設災害復旧事業の確定及び平成31年度事業における負担金見込みから町債の再算出により、財源を振りかえるものでございます。

2630 番社会教育施設災害復旧事業につきましては、補助対象事業の未実施分及び町債の再算定により、財源を振りかえるものでございます。

2640 番保健体育施設災害復旧事業につきましては、学校給食施設災害復旧事業の確定及び平成30年度未実施に係る財源の振りかえでございます。

20 ページにかけましての 5 項 1 目、2740 番環境衛生施設災害復旧事業につきましては、斎場の災害復旧事業に係る国庫補助及び町債の再算出に伴いまして、財源の振りかえを行うものでございます。

6 項 1 目、2690 番高齢者福祉施設災害復旧事業につきましては、高齢者社会福祉施設の災害復旧補助の確定及びひだまりの里におきます備品整備も含め町債を再算定し、財源の振りかえを行うものでございます。

2 目、2720 番児童福祉施設災害復旧事業につきましては、児童福祉施設災害復旧補助の確定及びさくら認定こども園工事分を含め町債を再算定し、財源の振りかえを行うものでございます。

3 目、2700 番厚生福祉施設災害復旧事業の93万4,000円の減につきましては、各生活館等災害復旧事業費の確定に伴い減額をするものでございます。

7 項 1 目、2590 番その他公共施設・公用施設災害復旧事業につきましては、四季の館災害復旧繰越事業に係る町債借入額が確定したことから、財源の振りかえを行うものでございます。

2660 番町民会館等災害復旧事業447万1,000円の減につきましては、各町民会館災害復旧事業費用が確定したことから減額をするものでございます。

2 目、2650 番庁舎等災害復旧事業につきましては、本庁舎災害復旧繰越事業に係る町債借入額が確定したことから、財源の振りかえを行うものでございます。

続きまして、3 ページの歳入に移らせていただきます。

2 款地方譲与税576万9,000円の減額から 5 ページの11 款交通安全対策特別交付金の 5 万7,000 円の減額までにつきましては、交付額の確定によりましてそれぞれ追加または減額の補正を行うものでございます。

このうち、4 ページ、10 款の地方交付税の 1 億112 万円の追加につきましては、特別地方

交付税の確定に伴う増額でございまして、3月交付額が見込みを上回り、最終確定額は14億3,812万円となったところでございます。

5ページの14款国庫支出金につきましては、一部増額となっているものもございまして、全体としては8億6,309万7,000円の減額となっております。

増額となっております項目につきましては、1項1目民生費国庫負担金の災害救助費負担金が交付額の確定に伴い1,077万4,000円、3目災害復旧費国庫負担金の河川災害復旧事業負担金は、補助率の確定に伴いまして4,494万円、学校教育施設災害復旧費負担金は、補助金額の確定によりまして6,164万4,000円が追加となっております。

減額となります主なものとしましては、2項3目衛生費国庫補助金の災害等廃棄物処理事業費補助金は、補助金の一部が平成31年度で交付されることにより1億228万5,000円、7目災害復旧費国庫補助金の公立学校施設災害復旧費補助金は、予算科目誤りと事業実施年度の変更に伴いまして8,083万1,000円、6ページ、8目農林水産業費国庫補助金の被災農業者向け経営体育成支援事業は、予算計上科目の誤りにより7億円を減額するものでございます。

他の科目につきましても、補助金の確定に伴い減額するものでございます。

15款道支出金につきましては、事業実績及び予算科目の振りかえ等により、全体として7億1,448万9,000円の増となっております。

増額となっている項目につきましては、2項3目農林水産業費道補助金の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金は、予算科目計上の誤りにより7億円計上するものですが、14款国庫支出金から振りかえるものでございます。

7ページ、10目災害復旧費道補助金の北海道災害対策交付金は、北海道防災対策交付金要綱に基づき1,000万円が交付されるものでございます。

減額となる主なものとしましては、6ページでございまして、10目災害復旧費道補助金の社会福祉施設災害復旧事業補助金は、ふきのとうの合併処理浄化槽復旧に係る補助金が翌年度交付となったことから878万4,000円、7ページでございまして、3項1目総務費委託金の北海道知事及び北海道議会議員選挙費委託金は、額の確定に伴いまして185万5,000円の減額となっております。

16款財産収入につきましては、土地建物貸付収入で職員住宅及び教職員住宅における調定額の確定に伴い224万円の減、不動産売払収入では、普通財産でありました大成町有地の売却及び豊城分譲地の売却があり1,072万9,000円を追加するものでございます。

17款寄附金につきましては、北海道猟友会苫小牧支部鷓川部会様からグルメフェスタでの

収益2万2,000円、北海道日本ハムファイターズ様ほか数団体からの一般寄附と、ふるさと納税等から寄附を合わせまして1,547万8,000円を増額するものでございます。なお、歳出で御説明申し上げましたとおり、寄附者の意向に沿って各基金へ振り分けましてそれぞれ積立額を計上してございます。

18款繰入金につきましては、災害に係る国庫等補助の年度内収入額の確定、適債性による起債借入額の確定、災害復旧に係る特定財源の収入年度の変更、災害等繰越事業に係る財源の精算によりまして1億2,900万円を追加するものでございます。

8ページ、20款諸収入の679万1,000円の減額につきましては、北海道市町村備荒資金組合災害対策交付金として400万円の増、仮設店舗整備に係る中小機構助成金確定に伴います1,167万5,000円の減及び基金山林内における伐採支障木の補償分としまして88万4,000円を増額するものですが、補償分につきましては、基本基金へ積み立てるものでございます。

21款町債につきましては、各事業費の確定に伴いまして、災害分を含む建設事業債の確定により2億2,030万円を減額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきまして、議案書の4ページをお開きください。

第2条地方債の補正につきましては、10ページに第2表地方債補正としまして変更後の地方債限度額を載せてございます。

以上で、承認第3号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承認第4号につきまして御説明を申し上げます。

議案書の13ページをお開きください。

承認第4号につきましては、平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）の保険事業勘定補正予算（第5号）及び直診勘定補正予算（第5号）でございまして、診療所施設における設備整備に係る事業に対する特別調整交付金の額が確定し、平成30年度内に保険事業勘定で歳入となった交付金を直診勘定に支出する必要がありますことから、平成31年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案書の14ページをお開きください。

第1条では、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57万2,000円を増額し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,001万3,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予

算（第7号）、保険事業勘定補正予算（第5号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

3ページの歳入から御説明を申し上げます。

3項道支出金90万9,000円の増額につきましては、診療所施設の設備整備に係る特別調整交付金の確定に伴う57万2,000円、震災による国民健康保険税減免に係る交付金としまして33万7,000円となりまして、5款の繰入金におきましては、一般会計からの繰入金を33万7,000円減額し、収支のバランスを図るものでございます。

続きまして、4ページの歳出の説明に移らせていただきます。

7款諸支出金57万2,000円の増額につきましては、各事業に係る特別調整交付金直診分の繰出金確定に伴うものでございます。

続きまして、直診勘定の説明に移らせていただきます。

こちら、説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）、直診勘定補正予算（第5号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

2ページをごらんください。

1款診療収入57万2,000円の減額につきましては、社会保険診療報酬の収入減となるものでございます。

3款繰入金57万2,000円の増額につきましては、保険事業勘定で歳入となる診療所設備整備に係る特別調整交付金分を繰り入れるものでございます。

以上で、承認第4号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承認第5号につきまして御説明を申し上げます。

議案書の17ページをお開き願います。

承認第5号につきましては、平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第7号）でございまして、災害復旧事業が確定となったことから、平成31年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案書の18ページをお開きください。

第2条では、資本的収支の不足額191万円に対し、当年度損益勘定留保資金5,144万9,000円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額778万3,000円を充てる内容となっております。

説明の都合上、別冊配付してございます平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第7号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

2ページをごらんいただきたいと思っております。

資本的支出は、1款公共下水道事業資本的支出、3項建設改良費は、平成30年度災害復旧事業及び繰越事業確定に伴い800万円を減額するものでございます。

2款農業集落排水事業資本的支出、3項建設改良費は、平成30年度災害復旧事業及び繰越事業確定に伴い188万3,000円を2減額するものでございます。

こちらに対する資本的収入ですが、1ページ、1款公共下水道事業資本的収入、1項企業債は、災害関連分となります下水道事業債が補助金確定に伴い3,620万円減額し、3項補助金は補助率の確定に伴いまして2,892万7,000円を増額するものでございます。

2款農業集落排水事業資本的収入、1項企業債は、災害関連分となる下水道事業債が補助金確定に伴い4,510万円減額し、3項補助金は補助率の確定に伴いまして4,440万円増額するものでございます。

議案書の18ページへお戻りください。

第3条におきましては、予算第5条の表中、企業債限度額を1億7,850万円に改めるものでございます。

以上、承認第3号から第5号まで一括して御説明を申し上げました。よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は承認番号順とします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

初めに、承認第3号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第16号）に関する説明書、別冊事項別明細書、3、歳出、10ページから14ページまでの2款総務費から6款商工費について質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 12ページの410番の四季の館管理運営事務の中で、四季の館、全面まだ、全ての施設が開館しているわけじゃないんですが、特にプールが再度延期になりましたよね。5月10日というのが18でしたか、その理由も四季の館の中には掲示されているんで

すが、その経過について伺います。

それと、何ページまででしたっけ。

○議長（小坂利政君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、私のほうから御説明をさせていただきたいと思  
います。

四季の館プールにつきましては、一通りの修繕が終了いたしまして、それで試運転という  
段階まで来て、そこで試運転してみて順調であれば5月10日にはオープンできるという見込  
みで、5月10日オープンということで御周知させていただいたんですが、試運転の段階で、  
いわゆる暖房ですとか除湿設備があるのですが、そちらのほうの不具合が生じてきまして、  
こちらの部分につきましては、今まで修繕してきたものが直らなければ動かせないという設  
備だったものですから、最終的に試運転の段階でやっと動かせる状況になって、動かしてみ  
るとそこも不具合が生じたというところになります。

それで、そちらにつきましては、実は受注生産ということになります設備でございまして、  
そちらにつきましては、修繕の過程につきましてリース物品なども活用しながら何とか早急  
なオープンに向けて果夢工房含めて対応していただいたところで、何とか5月17日ごろをめ  
どにオープンできるように、今、果夢工房及び業者を含めて早急な対応をしているところで  
ありますので、御理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 試運転してみなければ今回のその故障の部分はわからなかったと言  
われると、何も言うことはできなくなるんですけども、プールを利用している方は、され  
ていた方はやっぱり待っているわけですよね、多くの方が。直前になって、私はもう10日に  
やっていると思っていましたから、ところがそうではなかったと。だからやっぱり十分な説  
明というのがもうちょっとあってもいいのではないかなというふうに思っているんですよ。

延期、延期でもう3度ぐらい続いていますよね、延期というのが。やっぱり事前にもうち  
よっときちんと調査していただけるような、向こうの果夢工房のほうと協議する必要があっ  
たのではないかと。きっと、任せていたんだと思うんですけども、その辺の、また延期とい  
うことはないのかどうか、確定していいのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。やっ  
てみなければわからないでは。

○議長（小坂利政君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） ただいまの質問についてお答えをさせていただきたいと思  
います。

今回、プールに限らず四季の館各施設等につきましては、現場、果夢工房さん、そして業  
者、その業者もプールはプール、まだ特殊な設備もありますし、そのほかホールはホールで  
特殊な設備ございます。それぞれいろんな業者、そして指定管理者、あわせて私たちも現場  
に入りながら、どこが悪いのか直接見ながら修繕計画、スケジュール等を検討し、可能な限  
り早期の再開に向けて努力をしてきたところでございます。

ですが、設備、施設、非常に大きい、そして特殊なものが多数あるという状況の中で、大  
変申しわけありませんでしたが、全てにおいてここが悪いというところまでしっかりと見る  
ことができないということは確かにございました。その点については深くおわびしたいと思  
います。

今後につきましても、そういった再延長、再々延長ということがないように、現地しっか  
り見ながら努力はしていきたいと思っておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願  
いいたします。

以上です。

○議長（小坂利政君） 他に質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 交通輸送対策費の事業番号360-00のバスの委託料150万の減額という  
ことなんですけれども、主な要因、詳しくは要らないですけれども、どういった理由でこの  
バスの委託料減っているのか、そこだけちょっと説明願います。

○議長（小坂利政君） 長谷山地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（長谷山一樹君） それでは、今の御質問にお答えしたいと思います。

大まかには、臨時運行便のバス、あとは多目的バス、その部分の運行が例年より減少とな  
っておりまして、その部分の減額ということになっております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、14ページから20ページまでの7款土木費から13款災害復旧費までについて質疑はあ  
りませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） これ今、下水道事業でいいですか。まだかな。

〔「まだです」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから9ページまでの1、総括から2、歳入全般について質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 歳入全体と、繰入金にかかわってお伺いしておきたいと思いますが、財調が1億2,000万ほど最終的に増えて8億を超えるという状況なんです、その仕組みなんです、この1億2,000万が増えてきている内容として、この歳出における各事業の中での財源の振りかえ、財源確定に伴う不足分という形でそれが一般財源のほうに回って、それが財調からの繰り入れという形になっているんだらうというふうに思うんですが、それにしでは随分数がたくさんあるので、まとめて、大体どういう状況の中でということをお聞きしたいと思うんです。

先ほどの説明では再算定というのは1つありました。それから補助金の確定、これは当然確定に伴うというようなことなただけけれども、この減額ということがどのような形で起きてきているのかということと、それから、そういうふうな理由の中で振りかえられて、一般財源、そしてそれが財調にはね返るという形になっているんですが、これは、そもそもそういうことが想定されていたのかということ等も含めてお伺いしておきたい。

あわせて、歳入の問題で、ところで、先ほど説明いただいた災害復旧に伴う1,000万円が道から来るといふふうにお話しされましたけれども、この1,000万についてはどの分野に振り当てられたのかということもあわせてお伺いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） まず、私のほうから繰入金の関係につきまして御説明をさせていただきますと思います。

今回、平成30年度の事業につきましては、今回ごらんになったとおり大方災害復旧に係る部分というのがかなり多くを占めているというような状況でございます。この間、補助金等

の算定、またあわせて財源となる起債の部分も算定ということをしておりましたが、事業費の確定というところがかなり、年度末で行われたというものがほぼ大多数だというふうな状況もございます。そういったこともございまして、最終的にその事業費が確定になったというものも、3月に入ってからというものがかなりございます。

また、あわせまして、その補助金は一部増嵩という形で補助率が上がっているところもございしますが、また、それにあわせて、起債の部分につきましては借り入れ段階で改めて限度額というものを設定しなければいけません。こちらにつきましては、後々その増額ということはなかなか厳しい状況もございましたので、予算上については限度額をかなり多目に見ているというような状況もございます。そういったこともありまして、財源等をいろいろ調整した段階で今回、一般財源の額というのはかなり増えているというような状況に見えるかなと思います。

また、平成30年度での災害復旧の関係で補助金が入ってくるわけなんですけど、こちらで先ほども御説明の中で数点あったんですが、30年度歳入にならないで、31年度で歳入、収入となる部分もございします。そちらと、今回財調のほうも1億2,000万ほど繰り入れというような形をとってはありますが、大体その部分については翌年度、31年度に交付される補助金の額と大体相殺されるというような内容になってございます。

具体的には、今回災害廃棄物の関係、こちらの補助金、また、ひだまりの里におけます合併処理浄化槽、こちらの部分については補助金が翌年度、31年度で歳入になるというようなのもございます。こういったものをあわせて再算定というような内容とさせていただいたところでございます。

それと、2点目の北海道からの防災対策交付金の部分でございしますが、こちら1,000万円ということでございますが、こちら予算上につきましては一般財源の扱いとさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

改めて確認をさせていただきますが、そういう意味で言えば、この災害物と廃棄物の補助金、1億9,000万のうち8,700万だけの使用で、あと、戻しという形になっているんだけど、これは31年度に入ってくると。だから、今やっている継続として事業が行われているよ

ということでもいいのかということを確認させていただきたいのが1つ。

それと、今の説明でいけば、この今回財調のほうに振りかえた1億2,000万程度というのは次年度の中で処理されて、それまで財調を使わなくて済むぞと、そういうふうになるというふうに解していったいいのか、改めて伺っていきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの御質問ですが、議員おっしゃるとおり、ごみの廃棄物につきましては、ただいまやっているものとして継続してというように考えていただければなと思いますし、議員おっしゃったとおり考えていただければなというふうに思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） ちょっと補足させていただきます。

今、北村議員おっしゃったとおりなんでありますけれども、ごみの関係については、前年度の予算額から繰り越して事業を続けておりますので、そのまま続けてまいりますし、見込んでいた国庫補助金というのが30年度では収入されずに翌年度に回ったということでございまして、それが約1億200万ほどございます。その他の事業でも翌年度に回ったものもございますので、そういった収入は今回減額しておりますけれども、令和元年度で収入をされていくということになりますので、令和元年度におけます一般財源がその分減っていくということになります。ということは、財調の取り崩し額がその分減っていくということになりますから、おおむね相殺されるというふうに考えていただいて結構だと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり3ページから11ページまでの予算総則第1表、歳入歳出予算補正、第2表、地方債補正までの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで承認第3号の質疑を終わります。

次に、承認第4号 平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）に関する別冊説明書、保険事業勘定補正予算（第5号）の事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、

歳出全般について、直診勘定補正予算（第5号）の事項別明細書、1、総括、2、歳入全般について、議案書つづり13ページから16ページ、予算総則第1表、保険事業勘定歳入歳出予算補正、第2表、直診勘定歳入歳出予算補正までの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで承認第4号の質疑を終わります。

次に、承認第5号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第7号）に関する別冊説明書、資本的収入及び資本的支出全般について、議案書つづり17ページ及び18ページ全般について質疑はありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 補正予算（第7号）の説明書の2ページですけれども、資本的支出の中で、災害復旧費800万減額になっております、補正になっておりますけれども、この内容ですけれども、工事の変更なのか、あるいは会計処理上の関係でこうなっているのか、その辺をもう少し説明をお願いします。

○議長（小坂利政君） 佐藤建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（佐藤 琢君） 今の質問についてお答えします。

当初、公共下水道のほうで、ある程度多く工事費のほうを見積もってありまして、査定が終わりまして工事費のほうがある程度確定しましたので、多く見ている分について減額しているところでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで承認第5号の質疑を終わります。

これから承認第3号から承認第5号 専決処分につき承認を求める件について採決します。

まず、承認第3号 専決処分につき承認を求める件（平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第16号））について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第4号 専決処分につき承認を求める件（平成30年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第7号））について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第5号 専決処分につき承認を求める件（平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第7号））について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小坂利政君） 日程第9、承認第6号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課参事。

〔飯田洋明町民生活課参事 登壇〕

○町民生活課参事（飯田洋明君） 承認第6号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明いたします。

議案書19ページをお開き願います。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、むかわ町税条例等の一

部を改正する条例につきまして専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され4月1日に施行されたことに伴い、むかわ町税条例等の改正が必要となりましたが、議会開催のいとまがございましたので、平成31年4月1日専決処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

説明の都合上、別冊議案説明資料1ページをお開き願います。

地方税法等の改正に伴うむかわ町税条例等の改正概要により御説明いたします。

1、改正の趣旨につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

2の改正の概要につきまして、項目ごとに御説明いたします。

初めに、個人の町民税に係る改正につきましては、住宅借入金等特別税額控除について、控除期間を平成43年度までだったものを平成45年度まで2年間拡充するものでございます。

続きまして、固定資産税に係る改正でございますが、①法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございますが、これは、わがまち特例の対象となる資産について特例割合を定めている項目になりますが、地方税法等の改正により引用している条文が変更になったことから、条ずれ等を改正するものでございます。

②新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、③平成28年熊本地震に係る固定資産税の適用を受けようとする者がすべき申告等、④東日本大震災に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等、この3項目につきましては、法規定の新設に合わせまして規定を整備するものでございます。

続きまして、軽自動車税に係る改正についてでございますが、①軽自動車税の税率の特例の改正につきましては、法律改正に合わせて規定を整備するものでございまして、グリーン化特例につきましてを3段階で改正を行うものでございます。

②軽自動車税の賦課徴収の特例につきましては、①の改正に伴いまして規定を整備するものでございます。

なお、本条例改正の新旧対照表につきましては、2ページから18ページに記載してございます。

恐れ入りますが、議案書の26ページをお開き願います。

附則といたしまして、この改正条例は平成31年4月1日から施行することとしております。また、27ページ上段の第2条では町民税に関する経過措置、第3条では固定資産税に関する

る経過措置、第4条では軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しているものでございます。

以上、承認第6号につきましての説明とさせていただきます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） ちょっと愚問な質問になろうかと思うんですけども、議案書の中のほうでは平成31年、令和、5月1日ですからいいんですけども、この説明書の中においては平成45年度とかそういった年度をうたっているんで、これ改正の改正というのは必要なしで、このままで条例改正というのは問題ないのか、その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課参事。

○町民生活課参事（飯田洋明君） 今回の改正につきましては、専決処分ということで4月1日時点で一応、専決処分させていただきましたということもございますので、そのほかの平成31年度以降の年号の改正につきましては、次回改正のときに合わせまして平成から令和に改正する予定となっております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから承認第6号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎承認第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小坂利政君） 日程第10、承認第7号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課参事。

〔飯田洋明町民生活課参事 登壇〕

○町民生活課参事（飯田洋明君） 承認第7号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明いたします。

議案書29ページをお開き願います。

本件につきましては、地方税法第179条第1項の規定に基づき、むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

本条例改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され4月1日に施行されたことに伴い、むかわ町国民健康保険税条例の改正が必要となりましたが、議会開催のいとまがございましたので、平成31年4月1日専決処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

説明の都合上、別冊議案説明資料19ページをお開き願います。

地方税法施行令等の改正に伴うむかわ町国民健康保険税条例の改正の概要により御説明いたします。

1、改正の趣旨につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

2、改正の概要でございますが、今回の改正につきましては、低所得者に対する国民健康保険税の負担軽減を拡充するため、軽減対象となる所得基準額を引き上げるものでございます。

5割軽減に係る国保加入者1人当たりの基準額27万5,000円を28万円に、2割軽減に係る基準額を50万円から51万円にそれぞれ引き上げる内容でございます。

本改正による影響額につきましては、平成31年度予算ベースでの試算でございますが、5世帯の増、軽減額につきましては17万5,000円の増と試算しているところでございます。

なお、本改正条例の新旧対照表につきましては、議案説明資料20ページに記載してございます。

恐れ入りますが、議案書の30ページをお開き願います。

附則といたしまして、第1条に施行期日を規定しております。

第2条には、適用区分として改正後の規定は平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしております。

以上、承認第7号の説明とさせていただきます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第7号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小坂利政君） 日程第11、承認第8号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菅原地域振興課主幹。

〔菅原光博地域振興課主幹 登壇〕

○地域振興課主幹（菅原光博君） 承認第8号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明いたします。

議案書31ページをお開き願います。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

説明の関係から、別冊にて配付しております議案説明資料21ページの新旧対照表をお開き

願います。

本条例改正につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴いまして、むかわ町介護保険条例の改正が必要になりましたので、平成31年4月1日専決処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

改正の内容につきましては、第1段階の介護保険料につきましては2万4,800円から2万700円に、第2段階については4万1,400円から3万4,500円に、第3段階につきましては4万1,400円から4万円に改正するものであります。

議案書32ページをお開きください。

附則といたしまして、第1条で、この改正条例は平成31年4月1日から施行することとし、第2条では、保険料に関する経過措置を規定しているものでございます。

以上、承認第8号につきましての説明とさせていただきます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） どのくらいの方が対象になるのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

介護保険法の改正に伴いまして、このたび軽減という形になります。これまでの1号加算の方についての軽減になりますけれども、対象者についてただいま人数等は把握しておりませんが、これまでの方々が軽減を受けるという形になるかと思えます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第8号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第12、議案第35号 工事請負契約の締結に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第35号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の33ページをお開きください。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分並びに重要な公の施設の利用または廃止に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の23ページ、議案第35号資料をごらんいただきたいと思います。

工事の種類につきましては、穂別小学校屋体災害復旧工事でございます。

指名競争入札の結果、入札金額で5,980万円、税込みで6,458万4,000円をもちまして、むかわ町穂別8番地12、株式会社遠藤組穂別支店取締役支店長星義邦に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

予定価格につきましては、税抜き6,076万円、税込み6,562万800円で、落札率は98.42%となりまして、平成31年4月25日に仮契約を交わしているものでございます。

以上、議案第35号につきましての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号 工事請負契約の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第13、議案第36号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

〔梅津 晶総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第36号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書は35ページをお開き願います。

この規約の変更につきましては、北海道市町村総合事務組合において一部の団体が解散したことに伴い規約の一部を変更する必要が生じたことから、現行規約を変更することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

説明の都合上、議案説明資料集の25ページをお開き願います。

変更の内容につきましては、平成31年3月31日付で解散しました北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合について、別表第1及び別表第2からそれぞれ削るものでございます。

議案書にお戻りいただきたいと思います。

議案書の36ページをお開き願います。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行とするものでございます。

以上、提案の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号 北海道市町村総合事務組合格約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第14、議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

〔梅津 晶総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書は37ページをごらんいただきたいと思います。

この規約の変更につきましては、北海道市町村職員退職手当組合において一部の団体が解散したことに伴い規約の一部を変更する必要が生じたことから、現行規約を変更することにつきまして議会の議決を求めようとするものでございます。

説明の都合上、議案説明資料集の27ページをごらんいただきたいと思います。

変更の内容につきましては、平成31年3月31日付で解散した北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合について、別表（2）から削除をするものでございます。

議案書の38ページをごらんいただきたいと思います。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行とするものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する件を採決します。お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第15、議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

〔梅津 晶総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書は39ページをごらんいただきたいと思います。

この規約の変更につきましては、北海道町村議会議員公務災害補償等組合において、一部の団体が解散したことに伴い規約の一部を変更する必要が生じたことから、現行規約を変更することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

説明の都合上、議案説明資料集の29ページをごらんいただきたいと思います。

変更の内容につきましては、平成31年3月31日付で解散しました北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合並びに池北三町行政事務組合及び平成30年3月31日付で解散しました十勝環境複合事務組合について、別表第1から削るものでございます。

議案書の40ページをごらんいただきたいと思います。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行とするものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第16、議案第39号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課参事。

〔飯田洋明町民生活課参事 登壇〕

○町民生活課参事（飯田洋明君） 議案第39号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書41ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、その一部が令和元年6月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、別冊議案説明資料31ページをお開き願います。

地方税法等の改正に伴うむかわ町税条例の改正概要により御説明いたします。

本条例による改正につきましては、個人の町民税に関する項目の改正でございます。

改正の概要の①寄附金税額控除の項目につきましては、法律改正に合わせまして規定を整備するもので、特別控除額の措置対象を特例控除対象寄附金と定義するものでございます。

②寄附金税額控除における特例控除額の特例の項目につきましては、地方税法第314条の7の改正に伴いまして、引用する条文について規定を整備するものでございます。

③個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等及び④申告特例通知書の送付があった場合の所得割の額からの控除の項目につきましては、寄附金控除額の対象を特例控除対象寄附金と定義されたことに伴い、法律改正に合わせまして規定を整備するものでございます。

なお、本条例改正の新旧対照表につきましては、議案説明資料32ページから34ページに記載してございます。

恐れ入りますが、議案書の41ページをお開き願います。

附則といたしまして、第1条で施行期日について、この改正条例は令和元年6月1日から施行することとし、第2条では経過措置をそれぞれ規定しているものでございます。

以上、議案第39号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきましての提案理由とさせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 多分、今騒がれている問題と関連しているんだと思うので、若干だけ、私もまだ勉強していないので聞かせてください。

この説明資料でいえば33ページになるんですが、この314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金、これがいわゆる地方団体に対するというやつから、特例控除対象寄附金というふうになったんだけど、ここのところをもうちょっとわかりやすく解説できませんか。できたらお願い。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課参事。

○町民生活課参事（飯田洋明君） ちょっとわかりやすく説明できるかどうか定かではないんですけども、これまでは定義といたしまして、地方団体の長というようなことで整理をされていたところではございますが、改正後では、都道府県知事または市町村もしくは特別区の長ということで、より詳しく定義といたしますか、区分されたのかなというところではございます。

特例という部分に関しましては、現在ワンストップ納税といたしますか、そういう部分で、本人の申告がなくても寄附を受けた市区町村から住所地の市町村へ通知をしていただくと、

それで所得割の額からその分を控除できるというようなことにもなってございますので、そういう部分で文言の整理とありますが、規定のほう整備されたのかなというところで考えてございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時44分